

## 東久留米市建築物等における多摩産材等利用推進方針

### 1 目的

この方針は、東久留米市内の公共建築物及び公共工作物・備品等（以下「公共建築物等」という。）の整備及び、住宅等における多摩産材をはじめとする国産木材（以下「多摩産材等」という。）の利用を促進するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）」第 12 条の規定に基づき、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定）」及び、「東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針（令和 4 年 8 月 5 日付 4 産労農森第 600 号）」に即して、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 用語

本方針に使用する用語の定義は次のとおりとする。

#### (1) 建築物

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。

#### (2) 公共建築物

市が管理を行う建築物（外構を含む。）をいう。（市の委託により管理される建築物を含む。）

#### (3) 建築

新築、増築、改築又は改修をいう。

#### (4) 木造化

建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。

#### (5) 木質化

建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。

#### (6) 公共工作物

市が事業主体となり施工する道路、河川、公園、上下水道等に係る工事により整備される工作物をいう。

#### (7) 多摩産材

多摩産材認証協議会が定める制度により認証された木材をいう。

### 3 木材利用の意義

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の

防止、林産物の供給などの多面的な機能を通じて国民生活及び経済の安定に重要な役割を担っている。この森林の機能を高度に発揮させるためには、伐って、植えて、育てるといふ森林の循環に加え、木材の利用が不可欠である。そのため、木材の大消費地である東京における国産木材の利用拡大は、林業・木材産業の持続性を維持し、日本各地における森林の適切な整備や山村をはじめとする地域経済の活性化にも資するものである。

また、木材は、製造・加工に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有する。加えて、木材は断熱効果、調湿効果、吸音効果のほか、人の心を和ませる効果などの特性も有しており、建築物に利用することで快適な生活空間を創出する。

こうしたことから、建築物等における木造化及び木質化をはじめ、什器等の備品等における木材利用を促進し、多摩産材等の利用拡大を図ることにより、森林の適切な整備を促進することは、脱炭素社会の実現や都市における快適な都市空間の形成、地域の経済の活性化等に貢献する。

#### 4 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

市は、「3 木材利用の意義」を踏まえ、整備に要するトータルコストや補助制度等の活用等、コスト面にも留意のうえ、以下により、公共建築物等における多摩産材等の利用の促進に努める。

##### (1) 公共建築物等における木材の利用の促進

###### ① 公共建築物

公共建築物の建築等においては、施設の規模・特性を踏まえて木造化及び木質化等の木材の利用を検討し、多摩産材等の利用に努めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でない認められる場合

イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

ウ その他、木造化及び木質化が困難と認められる場合

###### ② 公共工作物及び備品等

公共工作物及び備品等の整備においては、木材の利用を検討し、多摩産材等の利用に努めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

イ その他、木製品の使用が困難と認められる場合

## 5 公共建築物等における木材の利用の目標

公共建築物等の整備を実施するに当たっては、施設の規模・特性を踏まえて木造化及び木質化等、安全性にも考慮のうえ、木材を利用した方法を採用し、多摩産材の使用に努めるものとする。あわせて、国産木材の利用拡大の観点から、大規模に木材を使用する場合や、多摩産材の供給の不足が見込まれる場合等は、国産木材の利用促進に努めるものとする。

## 6 その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

### (1) 公共建築物等における木材の利用の促進

公共建築物等の整備において木材を利用するにあたっては、整備に要するコストの適正な管理、施設の維持管理及び解体、廃棄に係るコスト等にも配慮する一方で、木材の利用による風致景観などの付加価値等も考慮のうえ、総合的に判断し、多摩産材等の木材の利用促進に努めるものとする。

### (2) 住宅等における多摩産材等の利用の促進

多摩産材等の普及啓発を推進し、市民や事業者に対し、住宅や事業所における多摩産材等の利用の促進に向けて、理解を得るよう努める。

## 7 本方針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。